

魚津市告示第73号

魚津市救援おつかいタクシー事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月9日

魚津市長 村椿 晃

魚津市救援おつかいタクシー事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により買い物等に支障がある市民を支援するため、魚津市救援おつかいタクシー事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) タクシー事業者 道路運輸法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う市内に事業所を有する事業者をいう。

(2) 魚津市救援おつかいタクシー 新型コロナウイルス感染症対策の影響により買い物等に支障のある市内に住所を有する利用者に代わり、タクシー事業者が行う買い物等代行業業の用に供する車両をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、タクシー事業者が運行する魚津市救援おつかいタクシーの利用に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の額と補助対象期間)

第4条 魚津市救援おつかいタクシーの利用時間、利用料金及び利用に係る補助金額は、次表のとおりとする。

2 タクシー事業者は次表に定める利用時間に応じ、利用料金から補助金額を控除した額を利用者から徴収する。

利用時間	利用料金	補助金額
30分まで	1,500円	1,000円
31分から40分まで	2,000円	1,500円
41分から50分まで	2,500円	2,000円
51分から60分まで	3,000円	2,500円
61分から	3,000円+60分から10分毎に500円追加	2,500円

2 補助対象期間は、令和2年5月19日から令和2年8月31日までの間に利用されたものに限る。

(補助金の交付申請)

第5条 タクシー事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、魚津市救済おつかいタクシー事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 魚津市救済おつかいタクシー事業実績報告書(様式第2号)
- (2) 魚津市救済おつかいタクシー事業利用一覧表(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定及び額の確定を行い、魚津市救済おつかいタクシー事業補助金交付(不交付)決定兼額の確定通知書(様式第4号)により、当該申請した者に通知する。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の交付決定及び額の確定の通知を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)から補助金の請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

(補助決定の取消及び補助金の返還)

第8条 市長は、第5条に規定する魚津市救済おつかいタクシー事業実績報告書の記載内容に虚偽の事実があると認めた場合その他規則又はこの要綱に違反する行為があった場合は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書面の整備)

第9条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出等についての証拠書類は、当該事業が完了する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年5月19日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
氏 名
代表

⑩

魚津市救援おつかいタクシー事業補助金交付申請書

魚津市救援おつかいタクシー事業補助金の交付を受けたいので、魚津市救援おつかいタクシー事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- (1) 魚津市救援おつかいタクシー事業実績報告書（様式第 2 号）
- (2) 魚津市救援おつかいタクシー利用一覧表（様式第 3 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

氏 名

代表

印

魚津市救援おつかいタクシー事業実績報告書

年 月分の魚津市救援おつかいタクシー事業の実績について、下記のとおり報告します。

1. 実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
2. 利用者数	人（30分まで）
	人（40分まで）
	人（50分まで）
	人（60分まで）
	人（60分超）
3. 補助金申請額	円（30分まで）
	円（40分まで）
	円（50分まで）
	円（60分まで）
	円（60分超）
4. 補助金申請額（合計）	

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号

年 月 日

様

魚津市長

㊟

魚津市救援おつかいタクシー事業補助金交付（不交付）決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました魚津市救援おつかいタクシー事業補助金については、魚津市救援おつかいタクシー事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、交付（不交付）を決定したので通知します。併せて交付額を下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|--------|-------|---|---|
| 1. 交付 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| | 確定金額 | 金 | 円 |
| 2. 不交付 | 不交付理由 | | |